

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月17日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

千葉市人事委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成3年千葉市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中、「管財課の主査（庁舎内の保安及び警備に関する事務を担当する者に限る。）」の次に「、幼保運営課の主査（職員団体、職員の勤務時間その他勤務条件に関する事務を担当する者に限る。）」を加え、

「

市税事務所	所長、課長、担当課長、課長補佐
-------	-----------------

を

」

「

市税事務所	所長、課長、課長補佐
-------	------------

に、

」

「

保健所	所長、次長、課長、担当課長、課長補佐
環境保健研究所	所長、課長、担当課長、課長補佐

を

」

「

保健所	所長、次長、課長、担当課長、室長、課長補佐
環境保健研究所	所長、課長、課長補佐

に、

」

「

公営事業事務所	所長
---------	----

を

」
「
公営事業事務所 所長、担当課長 に、
」

「
農政センター 所長、課長、担当課長、課長補佐 を
」

「
農政センター 所長、課長、課長補佐 に、
」

「
土木事務所 所長、課長、担当課長、課長補佐 を
」

「
土木事務所 所長、課長、課長補佐 に、
」

「
保健福祉センター 所長、課長、担当課長、室長、課長補佐 を
」

「
保健福祉センター 所長、課長、室長、課長補佐 に
」

改め、同表教育委員会事務局の項中

「
教育センター 所長、副所長、担当課長 を
」

「
教育センター 所長、副所長 に、
」

「

図書館	館長、課長、担当課長、課長補佐、 担当課長補佐、副館長
-----	--------------------------------

を
」

「

図書館	館長、課長、課長補佐、担当課長補 佐、副館長
-----	---------------------------

に
」

改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。